

諮問番号：平成30年度諮問第3号

答申番号：平成30年度答申第5号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子であるAちゃん（以下「本件姉」という。）及びBちゃん（以下「本件妹」という。）（以下本件姉と本件妹を併せて「本件姉妹」という。）について行った平成30年4月からの認定こども園C園（以下「C園」という。）、認定こども園D園（以下「D園」という。）及びE保育園への入所をいずれも保留とする処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める手続に反するという点において理由があるから、本件処分は取り消されるべきであるとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分は、いかなる審査基準により審査されたのかが明らかでなく、行政手続法第5条の規定に違反している。
- 2 本件処分は、いかなる具体的な理由で入所不承諾となったのかが明らかでなく、行政手続法第8条の規定に違反している。
- 3 本件処分は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第3項に規定されている「やむを得ない事由」がないのに入所不承諾としており、法第24条第1項本文の規定に違反している。
- 4 本件姉妹は、保育に欠ける児童であり、入所不承諾になると、保育を受ける権利が侵害され、入所を承諾された児童との間で不平等が生じ、また、審査請求人は、保育所を利用する権利が侵害され、就労が困難になり困窮することから、憲法第13条、第14条及び第25条並びに法第24条第1項本文の規定に違反している。
- 5 入所不承諾としているにもかかわらず、本件姉妹の適切な保護をしようとしていないことから、法第24条第1項ただし書の規定に違反している。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

行政手続法に定める手続に反するという点において本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件姉妹を入所保留と判断したことについて

ア 保育の必要性等に係る法等の規定

(7) 法の規定

- a 法第24条第1項は、市町村は、法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、同条第2項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない旨規定している。
- b 法第24条第2項は、市町村は、同条第1項に規定する児童に対し、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない旨規定している。
- c 法第73条第1項の規定により読み替えられた法第24条第3項は、当分の間、市町村は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う旨規定している。

(4) 児童福祉法施行規則の規定

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条は、市町村は、法第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする旨規定している。

(7) 広島市保育の実施等に関する規則の規定

広島市保育の実施等に関する規則（昭和62年広島市規則第29号。以下「規則」という。）第2条第1項は、法第24条第1項に規定する乳幼児について、保育所若しくは認定こども園において保育を受けようとし、又は家庭的保育事業等により保育を受けようとする者は、所定の申込書を福祉事務所に提出しなければならない旨規定している（広島市では、保育所等の利用についての調整（以下「利用調整」という。）に関する事務は、市長から福祉事務所に委任されている（広島市福祉事務所長に対する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）第2条第3号）。）。

(2) 広島市保育の実施等に関する要綱の規定

- a 広島市保育の実施等に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項は、福祉事務所長は、規則第2条第1項の規定による申込書を受け付けた場合において、申込みに係る乳幼児数とその保育所等の新規入所可能人数（以下「空き定員」という。）を超えるときは、関係職員を構成員とする選考会議を開き、要綱第5条各項の規定により、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案して公平な審査を行い、保育所等の受入れ態勢等を考慮して保育の実施の承諾

又は利用の要請について決定する旨規定している。

- b 要綱第5条第3項は、福祉事務所長は、一人の保護者が要綱別表第1各項のいずれか一つに該当する場合は、当該項を適用して当該保護者の階層（以下「個人優先度ランク」という。）を決定し、また、一人の保護者が同表各項に複数該当する場合は、優先度ランクが最も高い項を適用して個人優先度ランクを決定する旨規定している。
  - c 要綱第5条第4項は、福祉事務所長は、同条第3項の規定により決定した個人優先度ランクに基づき、申込みに係る乳幼児が属する世帯等の階層（以下「世帯優先度ランク」という。）を決定する旨規定している。
  - d 要綱第5条第5項は、福祉事務所長は、保護者が二人の場合は、同条第3項の規定により決定した二人の各個人優先度ランクが同一のときは当該個人優先度ランクを世帯優先度ランクとして決定し、また、二人の各個人優先度ランクが異なるときは優先度ランクが低い個人優先度ランクを世帯優先度ランクとして決定する旨規定している。
  - e 要綱第5条第7項は、福祉事務所長は、同条第4項及び第6項の規定にかかわらず、要綱別表第2各項のいずれか一つに該当する場合は、当該項を適用して世帯優先度ランクを決定し、また、同表各項に複数該当する場合は、優先度ランクが最も高い項を適用して世帯優先度ランクを決定する旨規定している。
  - f 要綱別表第1は、「就労」及び「求職活動」が保育の必要性事由となる場合の優先度ランクを次のとおりとしている。
    - (a) 居宅外で就労している場合には、月160時間以上就労していれば優先度ランクをAとし、月120時間以上160時間未満就労していれば優先度ランクをBとし、月64時間以上120時間未満就労していれば優先度ランクをCとし、月64時間未満就労していれば優先度ランクをDとしている。
    - (b) 居宅内で就労している場合（内職を除く。）には、月160時間以上就労していれば優先度ランクをBとし、月120時間以上160時間未満就労していれば優先度ランクをCとし、月64時間以上120時間未満就労していれば優先度ランクをDとし、月64時間未満就労していれば優先度ランクをEとしている。
    - (c) 内職に従事していれば優先度ランクをFとしている。
    - (d) 求職活動を継続的に行っていれば優先度ランクをGとしている。
- イ 利用調整の判断に係る審査が違法又は不当となる場合について
- (7) 前記アからすると、市町村は、保育の必要性がある児童に係る保育所等の利用について、定員を上回る必要がある場合には、保育を受ける必要性の高い児童が優先的に利用できるよう調整を行うことになる。
  - (4) ところで、保育所等への入所を希望する児童の中から入所する児童を選考す

るに当たり、いかなる判断基準によるべきかという点については、市町村の合理的な裁量に委ねられているものと解されている。これは、保育の必要性を適切に判断するには、保護者及び児童に関する様々な要素を考慮する必要がある、保育の必要性の優劣を判断するに当たり、いかなる事項をどの程度考慮するかということについて、一義的な判断基準を觀念することができないことによるものである（東京地裁平成19年11月9日判決）。

- (㊦) そして、保育の必要性の優劣の判断につき、当該市町村において、一定の判断基準を定めており、当該判断基準に従って判断された場合においては、当該判断基準それ自体あるいはそれに基づく判断において、著しく不合理な点がある場合には、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるものとして、当該判断が違法となる（前掲東京地裁平成19年11月9日判決参照）。
- (㊧) さらに、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、当該処分基礎となる法令や制度の目的に照らして不合理であること、例えば、裁量権の範囲内にある事由に関する処分庁の判断が当該処分の趣旨及び目的に反している場合には、当該判断は、不当となる。

#### ウ 本件処分に係る判断基準の合理性について

前記イの判断基準として広島市において定められた要綱第5条及び別表第1ないし別表第4（以下これらを「本件判断基準」という。）のうち、本件処分に関係する部分の合理性については、次のとおりである。

##### (㊦) 要綱第5条第5項の合理性について

保護者が二人の場合には、優先度ランクの低い方の保護者が乳幼児の保育を行う機会が多いと考えられるところ、要綱第5条第5項は、保護者が二人の場合で各保護者の個人優先度ランクが異なるときは優先度ランクが低い方の個人優先度ランクを世帯優先度ランクとする定めは不合理であるとはいえない。

##### (㊧) 要綱別表第1について

###### a 保育の必要性事由の合理性について

要綱別表第1は、保育の必要性事由について、支援法第19条第1項第2号の保育の必要性の判断基準として子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に掲げられている各事由に準じて定められていることから不合理であるとはいえない。

###### b 優先度ランクの合理性について

- (a) 「就労」は、「求職活動」に比べて時間を自ら決める余地が少なく、保育の必要性が高いと考えられる。
- (b) 要綱別表第1は、「就労」を「居宅外」、「居宅内（内職を除く。）」及び「内職」に区分している。
- (c) 「居宅外」や「居宅内（内職を除く。）」などのように同一の事由においては、当該事由に従事する時間が長いほど乳幼児と離れる時間が長くなり保

育の必要性が高いと考えられる。

- (d) 就労時間が同じであれば、「居宅外」は「居宅内（内職を除く。）」に比べて乳幼児と離れて就労していることから保育の必要性が高いと考えられる。
- (e) 「居宅内（内職を除く。）」は、「内職」に比べて仕事の内容及び就労時間を自ら決める余地が少なく、仕事をしながら乳幼児の面倒を見る余地が比較的少ないと考えられ、保育の必要性が高いと考えられる。
- (f) したがって、要綱別表第1が、優先度ランクを、居宅外で就労している場合には、月160時間以上就労していればAと、月120時間以上160時間未満就労していればBと、月64時間以上120時間未満就労していればCと、月64時間未満就労していればDとし、内職以外で居宅内で就労する場合には居宅外で就労している場合と同様の就労時間区分ごとにBからEまでと、内職はFと、求職活動はGと、それぞれ定めていることが不合理であるとはいえない。
- (g) また、「就労」のうち「居宅外」の「月160時間以上就労している」場合以外では、要綱別表第1において優先度ランクをAと定めているのは、「疾病・負傷」のうち「入院中又は自宅で臥床中（寝たきり）など自律的外出が困難である」、「障害」のうち「重度障害」、「介護・看護」のうち「病院等付添」、「災害復旧」、「虐待・DV」、及び「刑務所等に拘禁等されている」という事由である。これらの事由は、乳幼児と離れる時間が長いものや、利用調整を行う上で配慮を必要とするものといえるため、いずれも保育の必要性が高いと認められるものであって、優先度ランクをAと定めていることが不合理であるとはいえない。
- (h) 要綱別表第2の優先度ランクの合理性について
  - a 「ひとり親家庭」は、保護者が二人で乳幼児の保育を分担することができる場合と比べて、配慮を必要とするものといえる。また、「3歳又は4歳以上の定員を設けていない保育所等（分園含む）を卒園する乳幼児が、引き続き他の保育所等に申込みをしている」場合には、卒園後も引き続き他の保育所等を利用できるという当該乳幼児の保護者の安心、ひいては3歳又は4歳以上の定員を設けていない保育所等の事業の安定性を確保することが、待機児童の多い3歳未満の乳幼児の受入先の拡充を図る上で必要があると考えられることから、利用調整を行う上で配慮を必要とするものといえる。そのため、要綱別表第2が、「ひとり親家庭」及び「3歳又は4歳以上の定員を設けていない保育所等（分園含む）を卒園する乳幼児が、引き続き他の保育所等に申込みをしている」という事由の優先度ランクをAと定めていることが不合理であるとはいえない。
  - b 「小規模保育事業所若しくは事業内保育事業所を卒園する乳幼児が、引き続き当該施設の連携施設である保育所等に申込みをしている又は年齢進行に

伴い保育所等の本園・分園間での転園が必要となった乳幼児が、引き続き申込みをしている」、「1号認定を受けて認定こども園に入所している乳幼児が、2号認定を受けて、引き続き当該認定こども園に申込みをしている」及び「認可外保育施設が認可を受ける場合であって、当該施設に入所している乳幼児が、引き続き当該施設に申込みをしている」という事由については、当該乳幼児の保護者が既に就労等しているという保護者の事情に加えて、当該乳幼児の発達上、環境の変化に十分留意する必要もあると考えられることから、要綱別表第2がこれらの事由の優先度ランクをSと定めていることが不合理であるとはいえない。

エ 本件処分における本件判断基準の適用の合理性について

(7) 本件姉妹に係る優先度ランク

- a まず、本件姉妹の父（審査請求人）は、居宅外で月に160時間以上就労していることから、個人優先度ランクは「A」に該当する。
- b 一方、本件姉妹の母は、求職活動を行っており個人優先度ランクは「G」に該当する。
- c 保護者が二人で各保護者の個人優先度ランクが異なることから、低い方の個人優先度ランクである「G」が、本件姉妹に係る世帯優先度ランクとなる。

(4) 本件姉に係る利用調整

- a C園については、〇歳児の空き定員が〇人であったところ、選考の対象となった入所希望者〇人のうち世帯優先度ランクAの者が〇人であったため、同園への入所を承諾された者はいずれも世帯優先度ランクAであった。
- b D園については、〇歳児の空き定員が〇人であったところ、選考の対象となった入所希望者〇人のうち世帯優先度ランクSの者が〇人であったため、同園への入所を承諾された者はいずれも世帯優先度ランクSであった。
- c E保育園については、〇歳児の空き定員が〇人であったところ、選考の対象となった入所希望者〇人のうち世帯優先度ランクAの者が〇人であったため、同園への入所を承諾された者はいずれも世帯優先度ランクAであった。

(7) 本件妹に係る利用調整

- a C園については、〇歳児の空き定員が〇人であったところ、選考の対象となった入所希望者〇人のうち世帯優先度ランクAの者が〇人であったため、同園への入所を承諾された者はいずれも世帯優先度ランクAであった。
- b D園については、〇歳児の空き定員が〇人であったところ、選考の対象となった入所希望者〇人のうち世帯優先度ランクAの者が〇人であったため、同園への入所を承諾された者はいずれも世帯優先度ランクAであった。
- c E保育園については、〇歳児の空き定員が〇人であったところ、選考の対象となった入所希望者〇人のうち世帯優先度ランクAの者が〇人であったため、同園への入所を承諾された者はいずれも世帯優先度ランクAであった。

- (イ) 以上のとおり、本件姉妹の世帯優先度ランクはGであったところ、C園、D園及びE保育園（以下これらを併せて「本件各保育園等」という。）への入所を承諾されたのは、いずれも保育の必要性がより高い世帯優先度ランクS又はAの乳幼児であるから、本件処分の判断において、本件判断基準の適用に不合理な点があったとか、適切でなかったとはいえない。

オ 審査請求人の主張について

- (7) a 行政手続法は、「行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」（同法第5条第3項）と規定しており、審査請求人は、本件処分がいかなる審査基準により審査されたのかが明らかでないから、同法第5条に違反する旨主張する。
- b この点について、広島市では、本件判断基準の内容を「利用調整における基準表」として広島市ホームページに掲載することにより公表しているほか、処分庁の窓口にて備え付けているため、審査基準が明らかでないとはいえない。
- (4) a また、審査請求人は、本件処分により、保育に欠ける児童である本件姉妹と入所を承諾された児童との間で不平等が生じる、審査請求人は就労が困難になり困窮する、また、入所不承諾としているにもかかわらず本件姉妹の適切な保護をしようとしていないなどと主張する。

これらの主張は、処分庁は法第24条第1項及び第2項に基づいて、本件姉妹を審査請求人が希望する保育所等（本件各保育園等）において保育する義務等を負っており、本件処分はこれに違反し、さらには憲法第13条等に反するものであって違法であると主張する趣旨のように解される。

- b しかし、法第24条第3項及び第73条第1項の規定が置かれていることからすれば、法は、市町村が、定員を上回る必要がある場合に調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所等への入所が認められない児童が生じるという事態を想定しているといえる（東京高裁平成29年1月25日判決参照）。そうすると、処分庁が、定員を上回る必要がある場合に利用調整を行った結果、審査請求人の希望する保育所等への入所ができなかったとしても、そのこと自体をもって、法第24条第1項及び第2項の義務に違反するものとはいえず、したがって憲法に反するものということもできない。また、本件処分後において、本件姉妹の母が広島市東福祉事務所に来庁した際、処分庁の職員が保育所等への入所に向けての相談に応じ、助言を行っており、本件姉妹の適切な保護をしようとしていないとはいえない。
- c また、本件処分における保護の必要性の判断は、前記アないしエで述べたように、法等の規定に基づき作成された判断基準により適正に行われたものであるところ、審査請求人の憲法に反するとの主張が、法等の規定が憲法に反すると主張するものと解することもできる。しかし、法律が憲法に反する

か否かを判断する権限は、憲法により司法権を有する裁判官に与えられているのであるから、審理員が当該主張を判断することはできない。

(2) 本件処分における理由提示は十分であったかについて

ア 処分庁の主張

処分庁は、審査基準は明らかで、審査請求人において、処分庁が判断した本件姉妹の世帯優先度ランク及び調整指数等（以下「ランク等」という。）を推認できるのであるから、平成30年2月9日付け保育所等入所（利用）保留通知書（以下「本件通知書」という。）には本件処分の理由として「定員等に余裕がないため」との記載により、利用調整において空き定員が0人であったこと又は本件姉妹のランク等を上回る乳幼児数が空き定員を上回ったことを了知し得ること、理由をより具体的に記載しようとする、他の乳幼児のプライバシーに触れざるを得ず、困難であること等から、本件処分における理由提示は不十分とはいえないと主張する。

イ 理由提示の必要性和その内容

- (7) 行政手続法第8条第1項本文は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、同時にその理由を申請者に示さなければならないとしている。また、同条第2項は、同条第1項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は書面で示さなければならないとしている。
- (4) それは、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。このような趣旨に鑑みれば、行政手続法第8条第1項本文及び第2項に基づいて書面により理由を提示する場合には、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ、申請者においてその記載自体から了知し得るものを示さなければならないものである（福岡地裁平成25年3月5日判決）。
- (6) そして、その記載が理由の提示として不十分な場合、当該行政処分は、行政手続法第8条第1項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分として取消しを免れないものである（前掲福岡地裁平成25年3月5日判決参照）。

ウ 本件通知書に記載された理由について

- (7) 本件通知書には、本件処分の理由として「定員等に余裕がないため」と記載され、理由は示されている。
- (4) しかし、この記載だけでは、本件各保育園等に空き定員を上回る需要があるため保育を受ける必要性の高い児童が優先的に利用できるよう調整を行った結果保留となったのか、それとも、本件各保育園等に空き定員がなかったため保留となったのかということ、申込みをした審査請求人が知ることはできない。
- (6) なお、処分庁の「理由をより具体的に記載しようとする、他の乳幼児のプライバシーに触れざるを得ず、困難である」との主張については、記載しよう



とする理由の内容によっては不合理なものではないが、処分庁が参照する大阪高裁平成25年7月11日判決の事案において問題となった処分の理由の記載は「入所希望者が多数のため、選考した結果により入所できません。」という、当該処分が調整を行った結果であることが明らかなものであって、本件とは事案を異にする。

また、処分庁は、本件処分後の平成30年2月13日に、本件姉妹の母に対し、利用調整の内容について可能な限り説明しているため、審査請求人は、本件処分の具体的理由について、十分に認識可能であったと主張する。しかし、前記イ(7)のとおり、行政手続法第8条第1項本文は、拒否する処分と同時に拒否の理由を申請者に示さなければならないとしているのであるから、本件処分後に行った説明により同項本文の要求する理由提示を行ったことにはならない。

- (イ) そうすると、本件においては、本件通知書に単に「定員等に余裕がないため」と記載されていたにすぎなかった以上、行政手続法第8条第1項本文の要求する理由提示としては不十分である。

#### エ まとめ

したがって、本件処分は、行政手続法第8条第1項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分であり、この点からは本件処分は取消しを免れない。

## 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、取り消されるべきである。

## 第5 調査審議の経過

平成30年6月29日 審査庁から諮問書を受領

平成30年7月23日 第1回合議体会議 調査審議

平成30年8月20日 第2回合議体会議 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件処分の手続的適法性について

#### (1) 本件処分における理由提示は十分であったかについて

ア 本件処分は、入所を希望する申請に対し、それを拒否する処分を行ったものと認めることができる。申請に対する拒否処分を行う場合は、行政手続法第8条第1項本文の規定により、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとされているところ、これは、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与えることと解されている。そして、処分が付すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分を行ったかということ、また、当該処分が同法第5条の審査基準を適用した結果であってその審査基準を公にするこ

とに行政上特別の支障がないときには、いかなる事実関係についていかなる審査基準を適用して当該処分を行ったかを、それぞれ申請者においてその記載自体から了知し得る程度に示す必要があると解されている。

イ これを本件についてみると、優先順位の劣後により入所保留となった場合の理由提示の内容としては、他の希望者の世帯状況等のプライバシーを侵害するおそれのある情報が含まれないよう配慮しつつ、少なくとも、申請者の世帯等の状況から本件判断基準のどの区分が適用されたのかを示した上で、優先順位の劣後により保留となったことが申請者において了知し得る程度のものである必要があると思われる。

しかし、本件通知書には、本件処分の理由として「定員等に余裕がないため」とだけ記載されており、この記載だけでは、本件各保育園等に空き定員を上回る必要があるため保育を受ける必要性の高い児童が優先的に利用できるよう調整を行った結果保留となったのか、それとも、本件各保育園等に空き定員がなかったため保留となったのかということを、申込みをした審査請求人が知ることはできないため、不十分である。

ウ よって、行政手続法に定める手続に反するという点において本件処分は取り消されるべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## (2) その他

審査請求人は、本件処分がいかなる審査基準により審査されたのかが明らかでないから、行政手続法第5条に違反する旨主張するが、広島市では、本件判断基準の内容を広島市ホームページに掲載することにより公表するなどしており、審査基準が明らかでないとはいえないことは、審理員意見書のとおりである。

## 2 本件処分の判断の合理性について

本件処分は、前記1(1)のとおり手続に<sup>かし</sup>瑕疵のある違法な処分であり、取消しを免れないものではあるが、念のため、処分の判断の合理性についても検討する。

### (1) 本件判断基準の合理性

保育所等への入所を希望する児童の中から入所する児童を選考するに当たり、いかなる判断基準によるべきかという点については、市町村の合理的な裁量に委ねられているものと解されている（前掲東京地裁平成19年11月9日判決参照）。

本件判断基準については、就労等のために保護者が乳幼児と離れる時間等を考慮し、保育の必要性の程度に応じて個人優先度ランクを定めていること等が認められ、この点に不合理な点は認められない。また、保護者が二人の場合で、二人の各個人優先度ランクが異なるときは低い方の個人優先度ランクを世帯優先度ランクとすることについても、保護者が二人の場合には、個人優先度ランクの低い方の保護者が乳幼児の保育を行う機会が多いと考えられるので、不合理とは認められない。

### (2) 本件判断基準の適用の合理性

本件姉妹の父（審査請求人）及び母は、それぞれ就労（居宅外で月160時間以上）

及び求職活動中という事由が認められるため、本件判断基準において、それぞれの個人優先度ランクをそれぞれA及びGに該当するとした上で、本件姉妹に係る世帯優先度ランクをGであると決定したことに誤りはない。

そして、本件各保育園等への入所を承諾されたのは、いずれも本件姉妹よりも世帯優先度ランクの高いSランク又はAランクの乳幼児であったことが認められるため、本件処分の判断において、本件判断基準の適用に不合理な点があったとか、適切でなかったとはいえない。

(3) その他

審査請求人は、本件処分について、法第24条第3項に規定されている「やむを得ない事由」がないのに入所不承諾としている、本件処分により、本件姉妹と入所を承諾された児童との間で不平等が生じる、就労が困難になり困窮する、また、入所不承諾としているにもかかわらず本件姉妹の適切な保護をしようとしていないなどと主張する。

これらの主張における「やむを得ない事由」及び「適切な保護」という文言は、平成24年法律第67号による改正前の法第24条に規定されていたものであり、同改正後の同条に規定されているものではないが、当該主張は、実質的には、本件処分が同条第1項及び第2項の義務に違反すること等により違法である旨をいうものと解される。

しかしながら、法第24条第3項及び第73条第1項の規定が置かれていることからすれば、法は、利用調整の結果として保育の必要性がありながら保育所等への入所が認められない児童が生じるという事態を想定しており（前掲東京高裁平成29年1月25日判決参照）、審査請求人の希望する保育所等への入所ができなかったとしても、そのことをもって法第24条第1項及び第2項の義務に違反するものとはいえないことなどは、審理員意見書のとおりである。また、本件処分後において、本件姉妹の母が広島市東福祉事務所に来庁した際、処分庁の職員が保育所等への入所に向けての相談に応じ、必要な助言を行っていることが認められる。

以上のことから、審査請求人の前記主張には理由がない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実